

## いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）について

## 1 本県の子どもをめぐる現状・課題

- (1) 近年の**合計特殊出生率は微増**で推移
- (2) 未婚率及び平均初婚年齢が上昇、出生数の減少、子ども（14歳以下の人口）の割合減少、世帯あたり人員の減少等、**少子化・核家族化が進行**
- (3) 少子化・核家族化が進行し、子育ての孤立化が懸念され、**社会全体での子育て支援**が必要
- (4) 児童虐待や子どもの貧困など、子どもの**尊厳や権利に係る課題**が顕在化

※ H26 県民意識調査における「安心な子育て環境整備」はニーズ度が高い（5位/46項目）

## 2 条例制定の必要性

- (1) これまでも県では、いわて県民計画やいわて子どもプランを策定しながら、安心して子どもを生み育てられる環境の整備に努めてきたが、本県の子どもと子育て家庭を取り巻く状況は、少子化、児童虐待、子どもの貧困等への対応が求められているなど、**依然として厳しい状況**にある。
- (2) 国では、子ども・子育て支援法や子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定し、新たな制度を確立するなど、子どもや子育てへの**支援のあり方は大きく変わろう**としている。
- (3) また、県では平成26年度に「人口問題対策本部」を立ち上げるなど、**人口減少**を本県の**喫緊の課題**と捉え、その対応に向けた**取組を進めている**。
- (4) さらに、東日本大震災津波からの復興期及び復興後における**本県のすべての地域社会の維持・発展**に取り組むことが必要である。
- (5) これらの状況に対応していくためには、将来にわたり**若者**が家庭や子育てに**希望**を持ち、岩手の未来を担う子どもたちが**健やかに育つ環境**を整備し、県民誰もが子どもを**健やかに育むことを実感**できるようにしていくことが重要である。
- (6) こうした取組を進めるにあたっては、一人ひとりが子どもの健やかな成長を願い、子育ての重要性を**すべての県民と共有**するとともに、様々な主体の**役割**を明らかにしながら**県全体で子どもや子育てを支援**していくことが必要であり、これまで以上に**計画的、持続的に推進**していくため、**今般、新たに条例を制定**しようとするものである。

## 3 条例の内容

東日本大震災津波からの**復興後の地域社会の発展**を見据え、子どもや子育てに対する支援に関する**基本的な理念**や県をはじめとする様々な主体の**役割等**を明らかにし、**施策の基本**となる事項を定めるものである。

※ 条例の骨子案については、別添資料のとおり。

## 4 条例制定の効果

- (1) 県の子ども・子育て支援施策の**基本的な方向**について明らかにすることができること。
- (2) 県の最上位の法令である条例で定めることにより、県としてこれまで以上に子どもや子育てを支援する環境の整備を推進していくという**強いメッセージ**を県民に向けて**発信**することができること。
- (3) 条例を制定することにより、子どもや子育てへの**支援の重要性**について、様々な主体と**共有し、県全体で支援**に取り組むことができること。

## 5 今後のスケジュール

今後、**9月からパブリックコメント**を行うとともに、**関係者からも御意見を聴きながら**、条例案を作成し、**来年2月定例会に提案**、平成27年4月1日からの施行を予定している。

いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）の骨子案

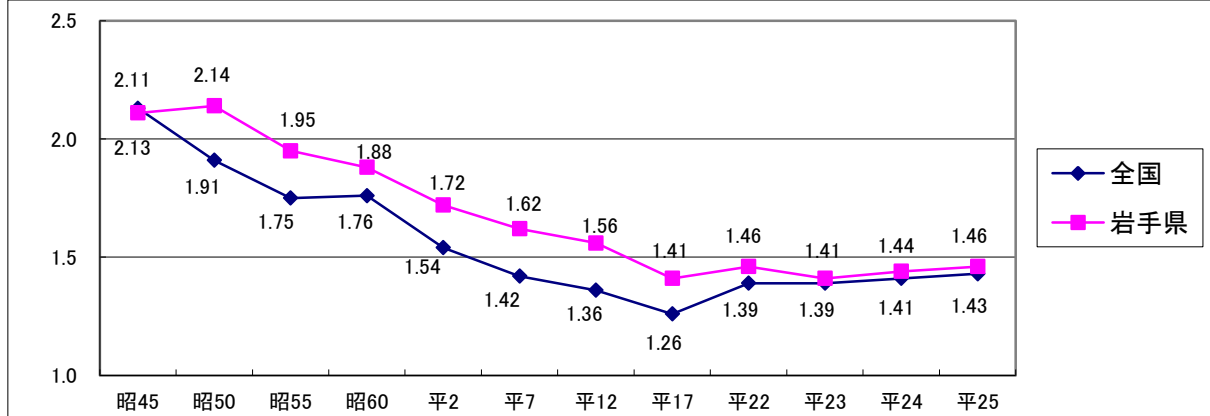
項目	内容
<b>1 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援に関し、<b>基本理念</b>を定め、県の責務及び市町村、県民等の<b>役割</b>を明らかにし、<b>施策の基本</b>となる事項を定める。</li> <li>○ 県民が安心して子どもを生み育てることができる<b>環境の整備</b>を図り、岩手の未来を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てに関する<b>希望がかなえられる社会の実現</b>に寄与する。</li> </ul>
<b>2 定義</b>	
子ども	○ 「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
保護者	○ 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
子ども・子育て支援	○ 「子ども・子育て支援」とは、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、県、市町村又は地域における子育ての支援を行うものが実施する子ども及び保護者に対する支援をいう。
子ども・子育て支援団体	○ 「子ども・子育て支援団体」とは、特定非営利活動法人その他の団体であって、子ども・子育て支援を行うものをいう。
<b>3 基本理念</b>	
権利等の尊重	○ 子どもの <b>権利及び利益が尊重</b> されること。
価値観の尊重	○ 結婚、出産及び子育てに関する <b>個人の価値観が尊重</b> されること。
相互連携及び協力	○ 県、市町村、県民、保護者、事業主等が <b>相互に連携し、協力</b> すること。
<b>4 県の責務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援に関する施策を<b>総合的かつ計画的に推進</b>する。</li> <li>○ 子ども・子育て支援に関し、<b>専門性の高い施策及び広域的な対応</b>が必要な施策を実施する。</li> <li>○ 子ども・子育て支援に取り組む主体が、それぞれの役割を果たし、相互に連携して子ども・子育て支援を行うことができるよう<b>必要な助言及び適切な支援</b>に努める。</li> </ul>
<b>5 市町村の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援に取り組む<b>人材の確保及び育成</b>を図り、総合的かつ計画的に子ども・子育て支援に関する施策を<b>実施</b>するよう努める。</li> <li>○ 子ども・子育て支援に取り組む<b>体制を整備</b>するよう努める。</li> </ul>
<b>6 県民の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援に対する<b>理解と関心</b>を深め、<b>地域</b>において積極的に子ども・子育て支援の取組を行うよう努める。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する<b>施策に協力</b>するよう努める。</li> </ul>
<b>7 保護者の役割</b>	○ <b>深い愛情</b> をもって子どもを <b>健やかに育てる</b> 。

項目	内容
8 子ども・子育て支援団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援に関する<b>専門的な知識及び経験</b>を生かし、子ども・子育て支援の取組を積極的に行うよう努める。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する<b>施策に協力</b>するよう努める。</li> </ul>
9 事業主の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用する者の職業生活と家庭生活の両立が図られるように必要な<b>雇用環境の整備</b>に努める。</li> <li>○ 県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する<b>施策に協力</b>するよう努める。</li> </ul>
10 学校等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもを安心して育むことができる環境づくりに努める。</li> </ul>
11 基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、子ども・子育て支援の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずる。</li> </ul>
若者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若者が家庭及び子育てに<b>希望</b>を持てる環境を整備するため、家庭や子どもの大切さ及び男女がともに子育てをする<b>意識の醸成</b>を図るとともに、若者の<b>交流活動を促進</b>する。</li> </ul>
子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て家庭を支援するため、みんなで子育てを支援する<b>地域づくり</b>及び子育てにやさしい<b>職場環境づくり</b>を推進するとともに、親子の<b>健康づくり</b>、<b>子育て相談支援体制</b>及び<b>保育サービス</b>の充実に向けた取組を推進する。</li> </ul>
子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの健やかな成長を支援するため、家族の愛情に育まれて成長することが<b>実感できるような取組</b>及び地域における子どもの<b>健全な育成</b>を目的とした活動を支援するとともに、<b>社会的に援護</b>を必要とする子どもの<b>福祉の増進</b>を図る。</li> </ul>
12 基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の<b>総合的かつ計画的な推進</b>を図るため、<b>基本的な計画</b>（※）を定める。</li> </ul>
13 推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するための必要な<b>体制を整備</b>する。</li> </ul>
14 実施状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、毎年度、子ども・子育て支援に関する施策の<b>実施状況</b>について<b>公表</b>する。</li> </ul>
15 広報及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、この条例の目的及び基本理念についての理解が促進されるよう、<b>広報及び啓発</b>に努める。</li> </ul>
16 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</li> </ul>

※ 「基本的な計画」：次世代育成支援対策推進法の規定により策定された計画（いわて子どもプラン）を、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

### 1 合計特殊出生率の状況

全国の合計特殊出生率は昭和 50 年以降、急速に減少し、平成 17 年には 1.26 まで減少したが、その後は上昇に転じている。  
 本県においては、平成 17 年度以降、横ばいで推移している。



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

### 2 未婚率の状況

未婚率は、男女を問わず、全国、本県とも上昇している。  
 本県の男性においては 40～44 歳、女性においては 30～44 歳の未婚率が大幅に上昇している。  
 また、本県では、男性の 35～44 歳の未婚率が全国数値を上回っている。

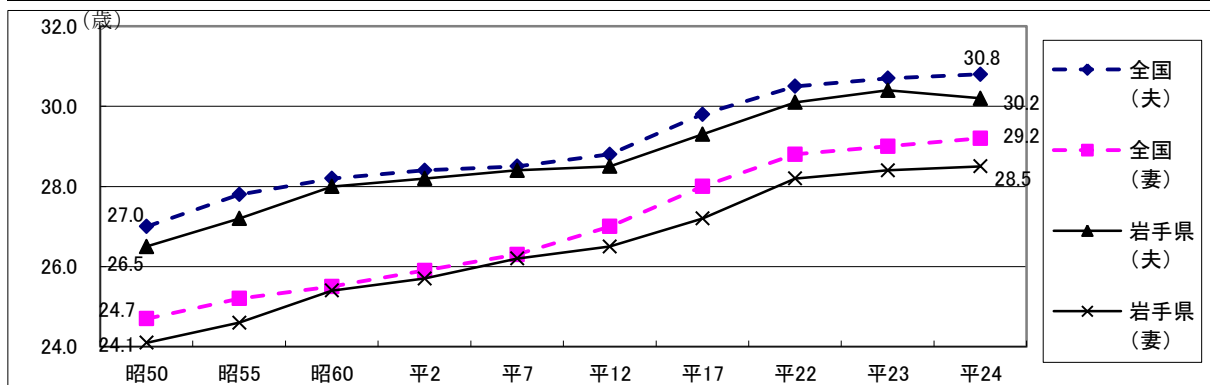
(単位：%)

		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
		平成2年	平成22年	平成2年	平成22年	平成2年	平成22年	平成2年	平成22年
男性	全国	64.4	69.2	32.6	46.0	19.0	34.8	11.7	28.0
	岩手県	61.7	64.6	34.9	45.1	20.0	35.4	10.9	29.9
女性	全国	40.2	58.9	13.9	33.9	7.5	22.7	5.8	17.1
	岩手県	37.9	52.3	12.7	31.1	6.6	21.0	5.1	15.8

(資料：総務省「国勢調査」)

### 3 平均初婚年齢の状況

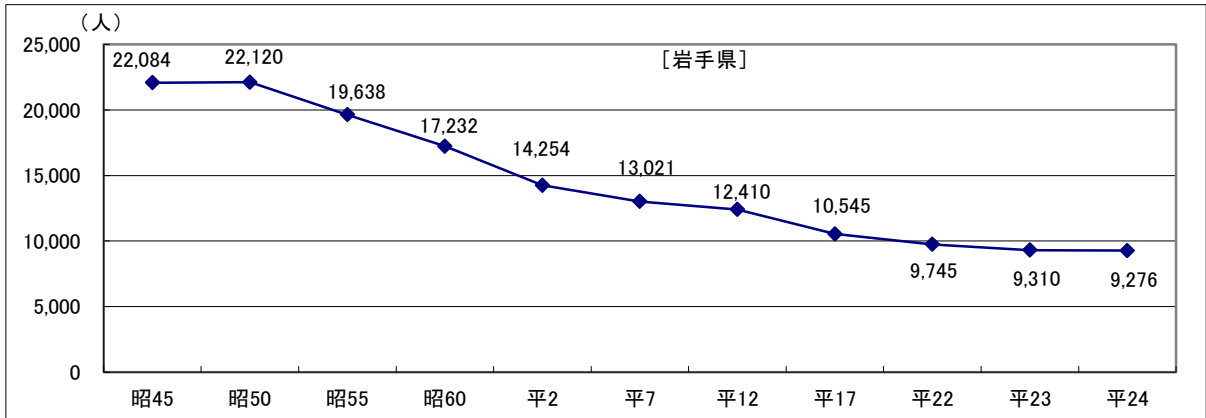
平均初婚年齢は、一貫して上昇傾向にあり、本県では、昭和 50 年と比較し平成 24 年には、  
 夫妻とも約 4 歳上昇している。



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

#### 4 出生数の状況

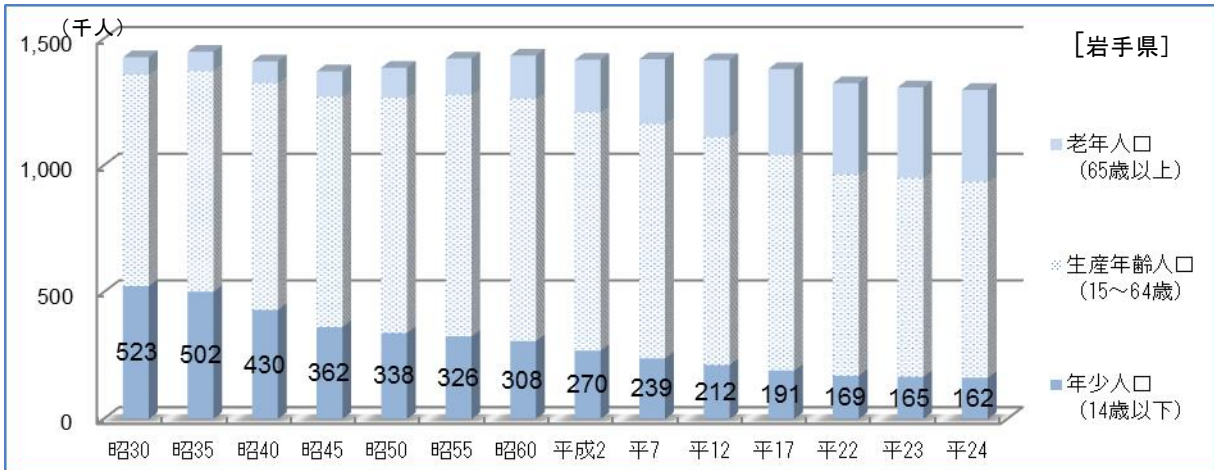
本県の出生数は、昭和 50 年では 22,120 人であったが、平成 24 年には 9,276 人と減少している。



(資料：岩手県統計年鑑)

#### 5 子どもの数の状況

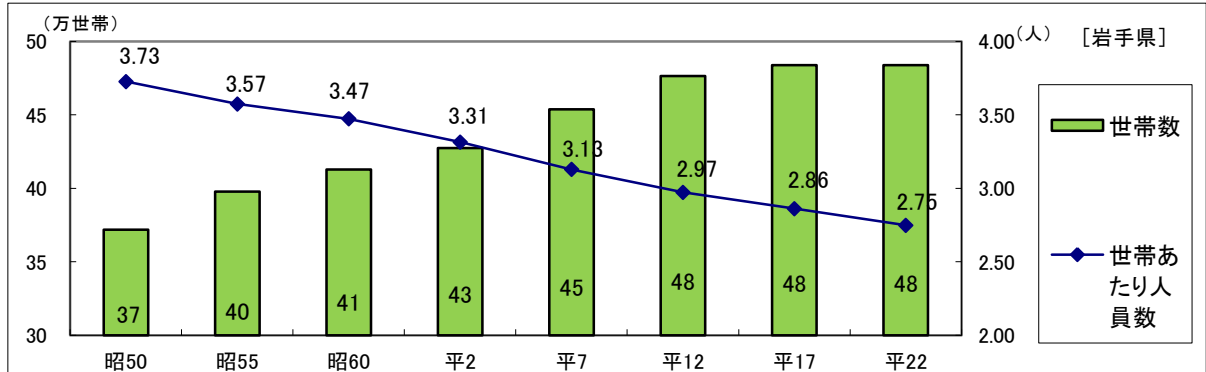
本県の 14 歳以下の子どもの数は、昭和 30 年の 523,296 人から平成 24 年の 162,319 人へと減少し、県内人口に占める割合も 36.7%から 12.5%と減少している。



(資料：総務省「国勢調査」、岩手県人口移動報告年報)

#### 6 世帯人員数の状況

本県の世帯数は増加しているが、世帯あたり人員数は減少（平成 22 年は 2.75 人）しており、核家族化が進んでいる。



(資料：総務省「国勢調査」)

## 条例骨子案に関する論点について

いわての子どもを健やかに育む条例（仮称）に関し、次の点について、御意見・御議論をいただきたいこと。

### 論点 1 主体の種類について

条例の骨子案においては、県以外に、市町村、県民、保護者、子ども・子育て支援団体、事業主及び学校等の様々な主体の役割を規定することとしている。

これは、子どもや子育ての重要性をみんなで共有し、県全体で子どもや子育てを支援に取り組むためであるが、この主体について、過不足がないか等、御意見・御議論をいただきたいこと。

### 論点 2 それぞれの主体の役割について

それぞれの主体の役割等について、骨子案のとおり検討しているところであるが、その役割の内容について、御意見・御議論いただきたいこと。

### 論点 3 基本的施策について

骨子案における基本的施策について、個々の具体的な事業を列挙するのではなく、「若者（これから家庭を持つ者）」「子育て家庭」「子ども」の支援の対象者毎に、包括的に、基本的な施策を規定することとしている。

その内容については、骨子案のとおりであるが、基本的施策の詳しい内容については、計画を定めて総合的・計画的に実施していくこととしている。

これらの内容について、御意見・御議論いただきたい。

### 論点 4 骨子案におけるその他の項目・視点について

条例の骨子案に関して、記載している内容及び記載していない内容について、御意見・御議論いただきたいこと。